

衆議院 法務委員會 議 録 第 二 号

昭和六十二年三月二十四日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 大塚 雄司君

理事 井出 正一君

理事 太田 誠一君

理事 保岡 興治君

理事 中村 藏君

達沢 一郎君

糸山英太郎君

木部 佳昭君

佐藤 敬夫君

丹羽 兵助君

伊藤 茂君

坂上 富男君

橋本 文彦君

塚本 三郎君

出席國務大臣

法務大臣 遠藤 要君

出席政府委員

内閣官房内閣内政審議室長 的場 順三君

内閣法制局第一部長 関 守君

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房會計課長 則定 衛君

法務大臣官房司法法制調査部長 清水 湛君

法務省民事局長 千種 秀夫君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

法務省矯正局長 敷田 稔君

法務省保護局長 飯谷 利幸君

法務省人権擁護局長 野崎 幸雄君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 古川 定昭君

警察庁第二課長 根本 芳雄君

安部少年課長 麻植 貞君

総務庁長官官房参事官 北畠 多門君

通商産業省産業政策局消費経済課長 藤田 修君

建設省建設経済局不動産課長 濱田 一成君

自治省行政局行政課長 五十嵐清人君

会計検査院事務局長官房上席審議室調査官 山口 繁君

最高裁判所事務総局総務局長 櫻井 文夫君

最高裁判所事務総局民事局長 町田 顯君

最高裁判所事務総局刑事局長 上谷 清君

法務委員会調査室長 吉丸 眞君

末永 秀夫君

委員の異動

三月七日

達沢 一郎君 補欠選任

山下 元利君

元利君

補欠選任

山下 元利君

元利君

補欠選任

山下 元利君

元利君

補欠選任

山下 元利君

元利君

補欠選任

山下 元利君

元利君

補欠選任

山下 元利君

元利君

補欠選任

同日

山下 元利君

達沢 一郎君

同日

稲葉 修君

同日

糸山英太郎君

同日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

同日

山下 元利君

達沢 一郎君

同日

稲葉 修君

同日

糸山英太郎君

同日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

三月十九日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和六十二年三月二十四日

外の裁判所の職員を四十五人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十八人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員員数を七人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○大塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大塚委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。

○坂上委員 質疑に入る前に、委員長にちよつと申し上げて、ひとつ委員長の活躍を期待をしたいと思つておるわけでございます。

ちよつと読み上げてみますが、この文章はどことどういふふうに言われたか、おわかりでございませうか。「本年は、日本国憲法が施行されてから四十年目に当たつており、憲法の基本理念である民主主義は、今や、国民の最もとうとい共有の財産となつております。私は、民主主義のすぐれた点は、人道主義の理想のもとに、独善を排し、衆議を求め、常にみづから反省し改革を行つて時代の要請にこたえていく、柔軟性と力強い対応力にあると考へます。」中略いたしまして、「特に近年、我が国民主政治充実への努力という面において、戦争直後の燃えるような情熱が減衰し、形式主義やマンネリズム、漫然たる前例の踏襲が繰り返され、日に日に新たに熱情を込めて民主政治の改革と議会政治の新たな前進に挑戦する意欲が欠けてはいないかという憂慮を持つ、「我が國の民主政治の発展のため、さらに忍耐と寛容、謙見と勇気を目指して、その大本と大道を国民の皆様とともに切り開く努力を続けることを決意する」

長々とあつて、最後でございますが、「過般の第二次大戦及び戦後の日本が経験した苦悩を全く知らず、パソコンを巧みに使いこなし、素直に、純真に、すくすく育つていく子供たちや孫たちに、充実したよりよき二十一世紀の日本を引き渡すために、我々は、休むことなく、手に手をとつてこの山々を踏破し、前進しようではありませんか。」という言葉をございませぬか、おわかりですか。これは、内閣総理大臣、中曾根首相がこの本会議で施政方針演説をいたしました基本的な部分でございませぬか、中曾根さんの売上税はまさに公約違反であつて、この公約違反は議会制民主主義を破壊する危険なものなぢやなからうか。まさに私たちは悪税と称しておるわけであります。このような悪税を子々孫々に、二十一世紀の子供たちに残すなどというものは絶対に許すべからざることだと私は理解をしておるわけであります。

かかるがゆゑにこのような対応で国会に臨んでおるわけでございませぬか、委員長も先般来から党内において大変な闘いをなさつておるようございませぬか、二十二名とか二十一名の同志ができたのだらうございませぬか、先般十一名出席なさつたらうございませぬか、けさ早くあつたのございませぬか、昼飯でもあるのございませぬか、売上税反対のために頑張つておられるようございませぬか、何といたしまして、民主主義を守り、そして議会制民主主義を擁護し、私たちの子供や孫たちに、二十一世紀にこのような悪法を引き継ぐことがあつてはならない、こう思つておるわけでございませぬか。大変敬愛する法務委員長でございませぬか。大変敬愛する法務委員長でございませぬか。先般来から私は大変な敬愛を感じておるわけでございませぬか、どうぞひとつ党内にあつても、我々は党外にあつても、大いに手とり合つて頑張りたいと思ひますので、御所見のほどを御期待をいたしまして、御所見でもあればまた承つて結構でございませぬか、どうぞ遠慮なく堂々と申していただいで結構だ、こう思つておるわけでございませぬか、前座でございませぬか。

ひつと御了承いただきたい、こう思つておるわけでありませぬか。さてそこで、裁判所、それから法務省でございませぬか、この売上税が導入になりますと、一体どれだけ売上税を負担しなければならぬのか、概算で結構でございませぬか、法務省、裁判所からその概算をひとつ御報告をいただきたいと思ひます。平年度で結構でございませぬか。

○町田最高裁判所長官代理人 答え申し上げます。

最高裁判所でございませぬけれども、最高裁判所の場合、六十二年で約三億四千万円だと考へておられます。平年度で八億四千万円になるのではなからうかと考へておられます。

○則定政府委員 答え申し上げます。

法務省の一般会計におきましては、六十二年で約二億四千万円、なお、特別会計がございませぬので、その分も約二億四千万円がございませぬ。合計約四億八千万円とございませぬ。平年度はその約三倍ということにならうかと思ひますが……。

○坂上委員 それでは、法案についての質問を申し上げます。

裁判所への御質問にならうかと思ひますが、「法と民主主義」という民主法律家協会が出版されておる雑誌でございませぬか。それから、ことしの三月十二日の毎日新聞でございませぬか、大阪高等裁判所の判事をなさいました塚直弥現弁護士が、裁判所の裁判官報酬や裁判所の人事における差別について記載がなされております。私も青法協というところにおつておるわけでございませぬか。私も青法協というところにおつておるわけでございませぬか。こんなようなことをなすつと危惧してまいりました。裁判官の経験者の中からこのような実証的な事実が明らかにされたのも大変珍らしいことだと思つておるわけにございませぬか。これについての裁判所の見解も若干載つておるようございませぬか、いさし少し突っ込んで御質問を申し上げ、的確な御答弁を賜りたいと思つております。

まず、毎日新聞によりませぬと、塚さんは、「裁判官の自主的な研修組織の全国裁判官懇話会参加者や、青年法律家協会の元会員だつたというだけで意識的に不当な差別を受けている」と分析。裁判官の報酬は、法で在職十年以上の判事が八ランク、十年未満の判事が十二、簡易裁判所判事が十七の各ランクの号報酬月額を定めておる。これは去年私たちが決めたことであります。さてそこで、同元判事は、昨年一月から全国の裁判官のうち昭和三十三年任官の九期から同三十八年任官の十五期まで計十五人の裁判官に回答を求め、他の裁判官にも実情を尋ねた。

調査の結果、月額報酬七十九万九千円（昨年一月「日現在」）の判事四号までは、長期の病欠などがない限り昇給はないが、一ランク上の判事三号（月八十三万一千円）から格差が出始め、一般的には最高級や高裁勤務者、大都市の地裁裁判長などが任官二十二年目の四月に三号になり、残りの中小都市の裁判長クラスは十月に、地裁支部や家裁勤務者も加え、同期の大半が在職二十三年目の四月には同号になるのに、いつまでたつても昇給しない人も。今回、具体的回答を寄せた十五人（うち三人は退官）は全国裁判官懇話会の世話人が三人、青法協元会員が十三人（一人は双方に重複）。こういうふうなことになるにしまして、この十五人を一般状況と比較すると、全員が同期トップ組より遅れ、いずれも二十二年以上の在職なのに三号への未昇給者は三人。また昇給時期では、最も遅れたのは同期トップ。また昇給六カ月で、五年、四年、三年遅れが各一人など。二年、一年九カ月遅れの各一人は退官前日に昇給。こういうふうな昇給格差が言われておりまして、大体月十二万円ぐらゐの差があると言われております。

今度は、昇格といひましようか、昇進といひましようか、これについても、

また①最高裁判所事務局や東京、大阪の裁判所の行政、労働部などいわゆる司法行政上の中核に配置されていない②家裁勤務が著しく長期化し、小規模支部ばかり回らされる——など「報酬の差別は任地の差別に符合している」との実態も明らかになった。

「回答を寄せた十五人はいづれも人格、職見、実務に優れており、青法協加入や懇話会活動を理由にした思想差別は明らか」と断定

をされておるわけでありませう。したがって、このような司法の差別については、私は、裁判の独立の上からも大変な問題があるかと思っております。

きょうは質問事項が多くありますので、そう一問一答論争をするというようなことは避けたいと思っておりますので、私の意見を交えながら、的確な御判断を賜りたいし、御意見も申し上げたいと思っております。

そんなようなことで、事務総局の櫻井人事局長は、まあまあそういうことはありませぬ、三十年もたれば俸給にある程度の違いが出るのは当然でございますというふうな回答が新聞に載っておりますが、今指摘されたような問題はどうかという基準で、今指摘されたような問題はどういう基準で、こういうものが出てくるのか、それから昇進の問題も、どのようなことを基本的な基準としてこの差が出てくるのか。私は新潟県三条市の乙号支部というところの弁護士でございますが、私らのところなどは大変有能な、優秀な裁判官が赴任をなさると思っておりますが、確かに今ここに書いてあるとおり、給料のことは聞いたことありませんけれども、今言われたような昇進の道は必ずしも歩いておられないような感じもしております。

そんなようなことから、私も、この環元判事の調査結果はもっともだと思いますし、かつ、こ

このことは裁判官の独立に関する、また憲法上の要請に対する重大な危機でも申したいのでなからうかと思っておりますが、御所見を賜りたいと思ひます。

櫻井最高裁判所長官代理者、ただいま御指摘ありましたように、環元大阪高裁判事が「法と民主主義」にお書きになったといひますか、講演されたものの記録でございますが、が載っております。そして今読み上げられました毎日新聞の記事は、大体それに基づいて記載されているわけでございます。また「法と民主主義」の記事は、大体正確に毎日新聞にも載っているものと理解いたしております。この毎日新聞には最高裁判所局長としてのコメントも載せてもらっておりますけれども、要するに私たちとしては、結論といたしまして、裁判の内容や思想、信条などによる差別というものは全くないと考えております。

一体どういふことを基準にして差ができてくるのかということでございますが、この新聞記事にもありますように、判事の四号までといひますのは大体一律にすべての裁判官が昇給してきますわけでございます。二十年以上経過いたしました、判事三号以上の報酬になってまいります。判事三号と申しますのは、行政職、一般職で申しますと、指定職の八号という非常に高い報酬にランクされているものでございます。したがって、その三号以上の報酬ということになってまいりますと、これはどうしても裁判官一律の昇給という考え方ははななくて、やはり各人の実績あるいは各人の責任の度合いと申しますか、そんなふうなものを考慮して決めていくということにならざるを得ないわけでありませう。そういう今申しましたような要請を各高裁から意見を聞き、かつ最高裁でも判断をいたしまして、各人の受けるべき報酬というのをそれぞれの昇給期に決めていくということでございます。

この環元裁判官の調査では、十五人の裁判官に回答を求めたというふうにしておられますが、私どもにはこの十五人というのがどなたであるか、

これはわからないわけでありませうけれども、ただ、ここに書いてあります、例えば同期の者より七年六月のおくれがある、あるいは五年、四年、三年のおくれがあるということ、そしてまた、その報酬の差額が相当額になるということ、これはあり得ることであると思ひます。

（委員長退席、今枝委員長代理着席）  
例えば三号以上への昇給は一律に行われるものではなくて、各人ごとに決まってくるということになりますと、数年の昇給の開きというものは、これは当然出てくるわけでありませう。それに応じて、例えば三号から一号までの差と申しますのは、これは相当額の差になりますので、それはあるわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、結局それは各人の今までの仕事の実績というものの、あるいは各人の負担している責任の度合いというものの、そういったものを考慮して決められているものでありませう。それはここにありますように、青法協の元会員であった、あるいは全国裁判官懇話会に出席していた、そんなふうなことが原因でなっているものではないわけでありませう。私どもでは、そういう裁判官懇話会の出席者であるとか、青法協の元会員であるとか、そういうものが、一体どなたがそうであるのかというものは、これはごく一部の、例えば雑誌などにその名前を出している方を除いてはわからないわけでありませう。そういう方たちでも上がっている方が当然あるはずでございます。それからまた逆に、そういう全国裁判官懇話会には出席していない方、あるいは元青法協会員ではない方でも、やはり上がっていない方があるわけでございます。だから、そういう意味で、そのような要素というものが原因になって、そして昇給等の面で開きが出てきているというものは、ないというところを御理解いただきたいと思ひます。

○坂上委員 時間がありませんので詳しいことは追及できませんが、名前を挙げてあるのはこの方に本当に御迷惑になるかわかりませうが、今

多分福井におられると思ひますが、福島裁判長、札幌のナイキでしたか、判決、仮処分をなさった方でございますが、私はそれなりによく知っております。東京に転動されていつて何をされているかというところ、手形部に回された、福井に行ったら家庭裁判所ばかりやらされておる、こういうような話であります。これなんかはまさに札幌での報復人事ではなからうか。そしてまた、仕事についてもそうでなからうかと私は心配をしておるわけでありませう。

ぜひ、調査に回答を寄せた人、だれとだれが回答を寄せたなどというふうな調査などならぬようにしていただきませう。かつ、この雑誌に書いてありますとおり、まずこの辺にひとつ裁判所は注意をしてやるべきである。「裁判官の生活の面では、まず、最高裁が管理者的発想を転換して、裁判官の生きていく土壌を率直に見すえ、そのうえでの施策を講ずる」、二番目、人事行政は、「その方針を転換し、主体、手続を明確にし、裁判官を安んじて独立して裁判を行なうことができるように」すること。勤務評定については「手続や基準の実態は不明ですが、若し勤務評定が是非必要としても、少くとも複数のルートによる評定が必要であり、裁判官の思想信条を基準として用いてはなりません。下級裁判官会議の関与が、いわゆるこの評定にどうしても必要でなからうか。それから、裁判官の格付の簡素化を必要とするのではないか。最後に、人事行政が、その手続及び基準が出来うる限り公表された明瞭な形で行なわれることが、司法の民主化のために是非必要であることを提言したい」、こうおっしゃっております。この意見、同感でございます。この司法の独立、また司法の威信にかかっています。このような疑いのないように御期待をいたしますので、私の方からもひとつよろしくお願ひをいたしたい、こう思っております。

さて、今度はやはり裁判官定員に関連いたしまして、司法試験の改正問題について今議論が行われているようにございませうので、御質問申し上げ

げたいと思います。なお、答弁はできるだけ、私も簡単な質問をいたしますので、簡明率直にひとつお願いをいたしたいと思います。

司法試験が大変難しい、こういうようなことで、この司法試験の制度を根本的に見直すために法曹基本問題懇談会を充足させるため、諮問をなされましてその経過をとられるようでございますが、ちよつと私からも意見を申し上げたり、その改正の方角について基本的な御所見を賜りたいと思っております。

これは、私らの地方の新潟日報の三月二十一日の夕刊に載っておた記事でございます。また、これと類似の新聞記事も中央紙に載っております。一体現場では本場にここに書いてあるような実態なのだろうか、またあわせて、それが司法試験制度改正とどう結びつくのだろうかということもお聞きをしたいと思います。「法曹志望者の多くは視野が狭く、司法試験をゴールと勘違いしている」、「こういう指摘があります。」「訴訟現場でも、コンピュータ絡みの新型犯罪や、経済関係の民事事件に当たると、「しりごみして裁判を長引かせたり、すぐ和解を勧めたりする頭の硬い裁判官」の存在が問題となりつつある。」「また、転勤の多い判事、検事の志望者が減り、とくに上下関係の厳しい検事の任官者は昨年、戦後最低の三十四人にまで落ち込んだ。」「こんなようなことから、合格者の平均年齢が二十八歳である、六浪、七浪はさらに、高齢化しておる。したがって、どうしても若い有能な諸君を法曹界に入れなければならないということ、司法試験制度を改革しなければならぬと言われております。

少し合格者をふやしてもいいのじゃないかという考え方を持っておるわけでございます。さらに、仰せのように最近国際化が進んでおりまして、また事件も複雑になっております。ところが、試験科目というのは昭和二十四年ごろから基本的には変わっていないわけでございます。そういうことで試験科目についてもいろいろ取り入れる必要があるのではないかと、これを検討しているわけでございます。仰せのようにそういうふうないろいろの批判がございまして、その批判に対処する試験ということを考えておるわけでございます。

私も、勉強しておりますところ教養試験を大変重視するとかいろいろのことがありまして、勉強しておつても果たして役立つのだからどうか、突然改正になってだめになるのじゃないかろうかと不安に駆られたものでございまして、ましてや六浪、七浪し、本場に働きながら、あらゆる困難を克服しながら司法試験に受かつてくる諸君こそ、こういう諸君が本場に裁判、司法というものを重厚なものにしておるのではなからうかと実は私は思っております。単に秀才だけが私たちがここに集まりまして法曹を運営するということではないかかとも思っております。

これは最初の発足でございますので、いろいろな議論が行われるだろうと思っておりますけれども、やはり受験生にいたしますればまさにその青春をこの試験にかけての戦いをしておるわけでございます。またこれらの諸君の心情も考えますと、こういうふうな盛られた記事が彼らにどのように投影をしているか、大変心配をいたしております。

仰せのように司法試験の合格者の平均年齢というのは非常に上がっております。現在二十八歳あるいは二十七歳ぐらいになっております。そしてその年齢の構成率というのは、二十五歳以下の者が三〇といたしました場合に二十六歳以上の者が七〇といたしまして、非常に年長者がふえておるわけでございます。私どもの方は若い者が多いという考え方はなくて、やはり若い者が多いといふということもございまして、三〇対七〇といふのはいかにも年寄りが多過ぎるという考え方をございまして、そういう意味でもう少し若返りを図つていいのじゃないかという考え方を持っておりますわけでございます。

今度法曹基本問題懇談会といたしまして、御質問がございましたので、司法試験管理委員会の庶務を担当しております私どもからお答えいたします。

この新聞によりますと、「受験の回数制限や年齢制限、試験内容の改革も論議される」、「こんなようなことを言われまして、「法務省では試験内容の工夫だけではなく、法曹界の果たすべき役割や必要な人数など、大局的な見地からの議論を踏まえたものにした」といふこと、こうおっしゃっておりますわけでございます。

そんなような意味から、検察庁の総長がこうおっしゃつたわけでありまして、これは二十七日という一月でしようかね、法務省で開かれました会同で、まず遠藤法務大臣が訓示なさいまして、伊藤検事総長が訓示なさいました。「国民が検察に対して何を期待しているかとの視点で検察組織、運営を点検し、勇断をもって所要の改善を加えるべきだ」と検察組織の見直しを検討していることを表明した。この記事が出ております。昨年は司法修習生で三十四人しか検察官のなり手がいなかった。なり手も少ないことながら、一年、二年、三年、五年前後で退職をする検察の諸君が多いのじゃないか、どう私に思っておりますわけでありまして、このことと検事総長の訓示とある程度結びつきのなかなからうか、こう思っておりますわけでありまして、

それで、今申しましたことを整理して申し上げますと、まず、裁判所においては今この記事にあるような事態が一体どの程度反映をしているのか。それから、裁判所は年齢が高過ぎるというところではやはり若くしなければならぬというお考えがあるのかどうか。検察庁も同様でございます。特に、中途にやめるというふうなことに對する、人数やこれに對する考え方等もお聞きをいたしまして、ただ単に大学卒をストレートに採る方が国家のためになるという――私は本場に今の国会に出てまいりまして、行政の諸君もたくさんおられますが、優秀でございますけれども、そこに人間の味わい、人間の思いやり、そんなものがあるのかどうか、いささか危惧する点もないわけではないのであります。そんなことから、司法試験の改正というのには大きな問題を含みますけれども、この基本的な方向についてひとつお話をいたしたい、こう思っておりますわけでありまして。

この年齢がさらに下がる方が望ましいかどうかという点につきましては、これはただいま根柢官房長からも説明がございましたが、この年齢を下げることは裁判官人事という面から直ちに好ましいのだというふうには私どもも考えておりません。ただ、法務省の方で考えておられますように、若い年齢層が余りに少ない、若い人がもう初めから来ないか申しますか、あるいは来ようとしてもなかなか来れない、そんなふうな性格が余りに強過ぎる試験になってしまつていないかという問題意識については、私どももやはり同じようにそこらの問題は考えなければならぬ問題だといふふうな思つておるわけでございます。ただ、

私は二十五年度の試験の最低の合格者でございます。

私どもも、勉強しておりますところ教養試験を大変重視するとかいろいろのことがありまして、勉強しておつても果たして役立つのだからどうか、突然改正になってだめになるのじゃないかろうかと不安に駆られたものでございまして、ましてや六浪、七浪し、本場に働きながら、あらゆる困難を克服しながら司法試験に受かつてくる諸君こそ、こういう諸君が本場に裁判、司法というものを重厚なものにしておるのではなからうかと実は私は思っております。単に秀才だけが私たちがここに集まりまして法曹を運営するということではないかかとも思っております。

仰せのように司法試験の合格者の平均年齢というのは非常に上がっております。現在二十八歳あるいは二十七歳ぐらいになっております。そしてその年齢の構成率というのは、二十五歳以下の者が三〇といたしました場合に二十六歳以上の者が七〇といたしまして、非常に年長者がふえておるわけでございます。私どもの方は若い者が多いという考え方はなくて、やはり若い者が多いといふということもございまして、三〇対七〇といふのはいかにも年寄りが多過ぎるという考え方をございまして、そういう意味でもう少し若返りを図つていいのじゃないかという考え方を持っておりますわけでございます。

今度法曹基本問題懇談会といたしまして、御質問がございましたので、司法試験管理委員会の庶務を担当しております私どもからお答えいたします。